

【新旧対照表】茨城県医療提供施設等グループ化推進事業実施要項

変更後	変更前
<p>令和3年度茨城県医療提供施設等グループ化推進事業実施要項</p> <p>1 事業の目的 (略)</p> <p>2 参入促進・連携（グループ化）の定義 (略)</p>	<p>令和2年度茨城県医療提供施設等グループ化推進事業実施要項</p> <p>1 事業の目的 高まる在宅医療のニーズに対応していくため、在宅に赴いてこれから診療を始めようとする、又はその取り組みを拡充しようとする医科の病院又は診療所等（以下「これから在宅医療への参入又は拡充に取り組む医療機関等」という。）の裾野を広げていくことが重要である。 とりわけ1人医師体制では取り組みに困難さを感じている医師の負担を軽減するため、これから在宅医療への参入又は拡充に取り組む医療機関等による連携を図り、地域で支え合う体制構築（参入促進・連携（グループ化））に取り組むことを目的とする。</p> <p>2 参入促進・連携（グループ化）の定義 これから在宅医療への参入又は拡充に取り組む医療機関等で、少なくとも同一法人以外の2以上の医療機関及び訪問看護事業所が協定を締結し、在宅医療において積極的役割を担う医療機関（連携する医療機関から選定）及び在宅医療に必要な連携を担う拠点（郡市医師会）として、次に示す3つの事項について取り組むことで「参入促進・連携（グループ化）」とする。取組に当たっては、歯科診療所、薬局、訪問リハビリテーション事業所、居宅介護支援事業所などの多職種による連携体制の構築が望ましい。 なお、これから在宅医療への参入又は拡充に取り組む医療機関の取り組みを支援（補完）する役割として、後方支援病院や在宅医療専門診療所（機能強化型在宅療養支援診療所を含む）などを想定している。</p>

変更後	変更前
<p>3 参入促進・連携（グループ化）の公表等</p> <p>これから在宅医療への参入又は拡充に取り組む医療機関等の参考となるよう、また、利用者にとっての安心感の醸成につながるよう次の取り組みを行っていく。</p> <p>(1) <u>地域ケア</u>推進センター（以下「推進センター」という。）のホームページ等で取り組みを公表する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>4 在宅療養をしている利用者に関する事項</p> <p>(略)</p> <p>5 参入促進・連携（グループ化）の事業内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>3 参入促進・連携（グループ化）の公表等</p> <p>これから在宅医療への参入又は拡充に取り組む医療機関等の参考となるよう、また、利用者にとっての安心感の醸成につながるよう次の取り組みを行っていく。</p> <p>(1) <u>在宅医療</u>推進センター（以下「推進センター」という。）のホームページ等で取り組みを公表する。</p> <p>(2) 参入促進・連携（グループ化）した医療機関等については、別に定める「在宅医療参入促進・連携（グループ化）機関証」を交付する。</p> <p>(3) 推進センターが主催する研修を受講した医師等に対し認定証を交付する。</p> <p>4 在宅療養をしている利用者に関する事項</p> <p>当該事業は、これから在宅医療への参入又は拡充に取り組む医療機関等での連携を図り、地域で支え合う体制構築を目的としている。したがって、利用者が受診する医療機関等を当該事業により参入促進・連携（グループ化）した医療機関等に限定することを意図するものではない。</p> <p>5 参入促進・連携（グループ化）の事業内容</p> <p>(1) 実施主体（取組医療機関）</p> <p>郡市医師会（少なくとも同一法人以外の2以上の医療機関及び訪問看護事業所）</p> <p>(2) 取組内容</p> <p>上記2に記載する「地域で支え合う医療機関等の連携体制を構築するために必要な3つの取組」を行うものとする。</p>

変更後	変更前
<p>ア 取組に係る運営体制の構築 (要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これから在宅医療への参入又は拡充に取り組む医療機関等に対する支援体制を構築すること。 ・支援体制の構築に<u>当たって</u>は、関係市町村と連携を図り取り組むこと。 <p>イ (略)</p> <p>6 県の役割 (略)</p> <p>7 その他 (略)</p> <p>付 則 この要項は、令和<u>3</u>年4月1日に施行する。</p>	<p>なお、取り組みに当たっては、次のア及びイの視点に留意すること。</p> <p>ア 取組に係る運営体制の構築 (要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これから在宅医療への参入又は拡充に取り組む医療機関等に対する支援体制を構築すること。 ・支援体制の構築に<u>当って</u>は、関係市町村と連携を図り取り組むこと。 <p>イ 仕組づくり(取組) (要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記2の「地域で支え合う医療機関等の連携体制を構築するために必要な3つの取組」を実施すること。 ・現状に対する取組目標を設定し取り組むこと。 <p>6 県の役割 予算の範囲内で本事業に係る費用の助成を行い、推進センター、保健所及び市町村等と連携を図り、事業実施主体等への必要な支援を行う。</p> <p>7 その他 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。</p> <p>付 則 この要項は、令和<u>2</u>年4月1日に施行する。</p>